

令和 8 年 8 月 1 日

医療機関等の皆様

資格確認書の電磁的交付について

ソニー健康保険組合では、健康保険法第 51 条の 3 に基づき、マイナ保険証を使用できない加入者に対して、令和 8 年 8 月 1 日より資格確認書の電磁的交付を行います。

医療機関・薬局の窓口ご担当者様におかれましては、以下の内容をご確認いただき、ご対応いただきますようお願い申し上げます。

■ 電磁的に交付された資格確認書（デジタル資格確認書）

電磁的に交付された資格確認書とは、加入者がスマートフォン等の画面に表示させた資格確認書（以下「デジタル資格確認書」）のことを言い、従来の紙媒体の資格確認書と同等の役割を果たします。

■ 窓口での資格確認方法

加入者がデジタル資格確認書を提示された場合は、当該画面の内容をもって資格確認を行っていただきますようお願いいたします。

厚生労働省の「マイナ保険証を基本とする仕組みへの移行について（周知）」（令和 7 年 11 月 12 日付け事務連絡）において、電磁的に交付された資格確認書の内容で資格確認を行うことが明示されております。

■ なりすまし防止策

資格確認書の電磁的交付にあたり、以下のセキュリティ対策を実施しております。

- 多要素認証によるログイン：加入者が利用する都度、認証が行われます。
- 有効期限の表示：画面上に有効期限がカウントダウン表示されます。

資格確認書は、交付申請後 48 時間有効となり、有効期間の残り時間を表示することにより、複製やなりすましの防止を図っております。

■ 留意事項

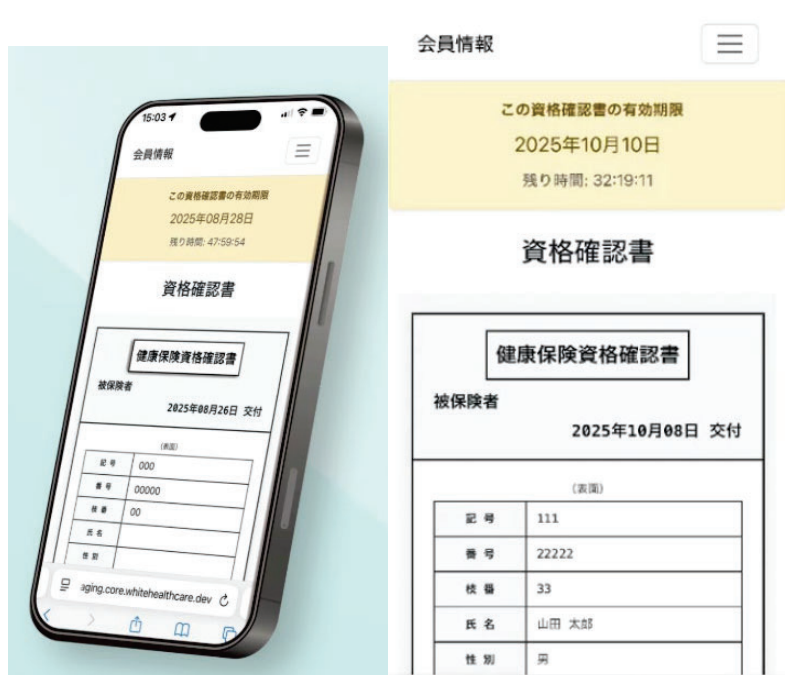
◎カードリーダーについて

デジタル資格確認書は、マイナ保険証/スマホ保険証とは異なり、カードリーダー等のデバイスは不要です。デジタル資格確認書の内容により資格確認を行ってください。

◎環境依存文字の表示に関して

加入者の氏名に外字や環境依存文字が含まれる場合、システム上で「●」等の記号に文字化けする可能性があります。このような場合は、以下の対応をお願いいたします。

- ・カナ氏名を基に本人確認を行ってください
- ・漢字氏名については、必要に応じて受診者本人にご確認ください。



■ 関連情報

医療機関向け総合ポータルサイトに掲載されている「[「重要なお知らせ」医療機関・薬局の窓口における資格確認方法（KB0011769）」](#)に、電磁的交付（スマートフォン等の電子機器の画面）による資格確認について案内されておりますので、ご参照ください。

今後も、適切な自己負担分の支払いにより保険診療が受けられるよう、ご対応のほどよろしくお願いいたします。

医療機関の皆様におかれましては、本件についてご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

ソニー健康保険組合

050-3807-5059（平日 11：00～14：00）